

別表第1の「ホーブル」会議室等の項目

円	円	円	円	円	円
31,500	58,900	79,900	32,400	60,500	82,100
39,500	73,600	100,000	40,600	75,700	102,000
41,000	76,500	103,000	42,100	78,600	105,000
51,300	95,800	129,000	52,700	98,500	132,000
47,300	88,300	119,000	48,600	90,800	122,000
59,100	109,000	149,000	60,700	112,000	153,000
63,100	116,000	159,000	64,900	119,000	163,000
78,900	146,000	199,000	81,100	150,000	204,000
78,900	146,000	199,000	81,100	150,000	204,000
98,600	183,000	249,000	101,000	188,000	256,000
12,100	22,600	30,600	12,400	23,200	31,400
15,000	28,300	38,300	15,400	29,100	39,300
15,700	29,400	39,900	16,100	30,200	41,000
19,700	36,700	49,900	20,200	37,700	51,300
18,200	33,900	46,000	18,700	34,800	47,300
22,700	42,400	57,600	23,300	43,600	59,200
24,200	45,300	61,500	24,800	46,500	63,200
30,300	56,500	76,800	31,100	58,100	78,900
30,300	56,500	76,800	31,100	58,100	78,900
37,800	70,700	96,100	38,800	72,700	98,800
740	950	1,280	760	970	1,310
2,130	2,890	3,540	2,190	2,970	3,640
950	1,280	1,600	970	1,310	1,640
14,900	20,000	24,900	15,300	20,500	25,600
11,500	15,300	19,200	11,800	15,700	19,700
7,080	9,450	11,800	7,280	9,720	12,100
6,430	8,590	10,600	6,610	8,830	10,900
1,820	2,460	3,000	1,870	2,530	3,080
4,510	6,000	7,510	4,630	6,170	7,720
2,670	3,540	4,510	2,740	3,640	4,630
4,180	5,580	6,970	4,290	5,730	7,160
7,300	9,770	12,100	7,500	10,000	12,400

改め、同項備考4中「14,200円」を「14,600円」に改め、同表の「キヤタリ」の項中「9,330」を「9,590」と、「18,600」を「19,100」と、「6,430」を「6,610」と

「12,800」を「13,100」に、「11,200」を「11,500」に、「22,500」を「23,100」に、「26,900」を「27,600」に、「54,000」を「55,500」に、「18,000」を「18,500」に、「36,000」を「37,000」に、「9,020」を「9,270」に改める。

(栃木県立日光自然博物館条例の一部改正)

第七条 栃木県立日光自然博物館条例(平成三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「2,900円」を「2,980円」に、「900円」を「920円」に改める。

別表第二中「500円」を「510円」に改める。

(とちぎ花センター設置及び管理条例の一部改正)

第八条 とちぎ花センター設置及び管理条例(平成四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「12,800円」を「13,100円」に、「6,430円」を「6,610円」に改める。

別表第二中「420円」を「430円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「750円」を「770円」に改める。

(栃木県立とちぎ海浜自然の家条例の一部改正)

第九条 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例(平成四年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「740円」を「760円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「4,280円」を「4,400円」に、「800円」を「820円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「520円」を「530円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「360円」を「370円」に改める。

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表1 栃木県体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(イ)プールの表中「420円」を「430円」に改め、同款イ専用利用の場合の項(ア)本館の競技場の表中「4,510円」を「4,630円」に、「6,760円」を「6,950円」に、「8,910円」を「9,160円」に、「24,800円」を「25,500円」に、「37,200円」を「38,200円」に、「49,600円」を「51,000円」に、「26,700円」を「27,400円」に、「40,700円」を「41,800円」に、「53,500円」を「55,000円」に、「147,000円」を「151,000円」に、「224,000円」を「230,000円」に、「298,000円」を「306,000円」に改め、同項(ウ)別館の競技場の表中「1,920円」を「1,970円」に、「2,790円」を「2,860円」に、「3,850円」を「3,960円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「15,200円」を「15,600円」に、「21,500円」を「22,100円」に、「11,400円」を「11,700円」に、「16,800円」を「17,200円」に、「22,800円」を「23,400円」に、「63,400円」を「65,200円」に、「93,100円」を「95,700円」に、「127,000円」を「130,000円」に改め、同項(オ)プールの表中「19,300円」を「19,800円」に、「106,000円」を「109,000円」に、「4,180円」を「4,290円」に

「23,100円」を「23,700円」に改め、同部(2)会議室の款中「1,490円」を「1,530円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「950円」を「970円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「2,570円」を「2,640円」に、「3,210円」を「3,300円」に改め、別表2栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金の基準額の部(1)競技場の款ア普通利用の場合の項中「1,280円」を「1,310円」に、「640円」を「650円」に、「19,200円」を「19,700円」に、「9,660円」を「9,930円」に改め、同款イ専用利用の場合の項中「8,050円」を「8,280円」に、「13,300円」を「13,600円」に、「21,300円」を「21,900円」に改め、同部(2)会議室の款及び同表4栃木県立県南体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(ア)メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場の表中「420円」を「430円」に改め、同項(イ)トレーニング室の表中「520円」を「530円」に改め、同款イ専用利用の場合の項(ア)メインアリーナの表中「7,300円」を「7,500円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「14,500円」を「14,900円」に、「36,400円」を「37,400円」に、「54,700円」を「56,200円」に、「73,000円」を「75,000円」に、「43,700円」を「44,900円」に、「65,600円」を「67,400円」に、「87,500円」を「90,000円」に、「218,000円」を「224,000円」に、「327,000円」を「336,000円」に、「437,000円」を「449,000円」に改め、同項(イ)サブアリーナの表中「3,640円」を「3,740円」に、「5,470円」を「5,620円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「18,200円」を「18,700円」に、「27,200円」を「27,900円」に、「36,400円」を「37,400円」に、「21,800円」を「22,400円」に、「32,700円」を「33,600円」に、「43,700円」を「44,900円」に、「108,000円」を「111,000円」に、「163,000円」を「167,000円」に、「218,000円」を「224,000円」に改め、同部(2)研修室の款中「4,510円」を「4,630円」に、「6,760円」を「6,950円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「1,490円」を「1,530円」に、「2,250円」を「2,310円」に改め、別表5栃木県立県北体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(ア)メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場の表中「420円」を「430円」に改め、同項(イ)トレーニング室の表中「520円」を「530円」に改め、同款イ専用利用の場合の項(ア)メインアリーナの表中「7,300円」を「7,500円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「14,500円」を「14,900円」に、「36,400円」を「37,400円」に、「54,700円」を「56,200円」に、「73,000円」を「75,000円」に、「43,700円」を「44,900円」に、「65,600円」を「67,400円」に、「87,500円」を「90,000円」に、「218,000円」を「224,000円」に、「327,000円」を「336,000円」に、「437,000円」を「449,000円」に改め、同項(イ)サブアリーナの表中「3,640円」を「3,740円」に、「5,470円」を「5,620円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「18,200円」を「18,700円」に、「27,200円」を「27,900円」に、「36,400円」を「37,400円」に、「21,800円」を「22,400円」に、「32,700円」を「33,600円」に、「43,700円」を「44,900円」に、「108,000円」を「111,000円」に、「163,000円」を「167,000円」に、「218,000円」を「224,000円」に改め、同項(イ)武道場の表中「5,470円」を「5,620円」に、「8,260円」を「8,490円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「27,200円」を「27,900円」に

「41,300円」を「42,400円」に、「54,700円」を「56,200円」に、「32,700円」を「33,600円」に、「49,500円」を「50,900円」に、「65,600円」を「67,400円」に、「163,000円」を「167,000円」に、「247,000円」を「254,000円」に、「327,000円」を「336,000円」に、「3,640円」を「3,740円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「18,200円」を「18,700円」に、「36,400円」を「37,400円」に、「21,800円」を「22,400円」に、「43,700円」を「44,900円」に、「108,000円」を「111,000円」に、「218,000円」を「224,000円」に改め、同部②研修室の款中「2,030円」を「2,080円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「2,460円」を「2,530円」に、「3,750円」を「3,850円」に改め、別表6栃木県立温水プール館の利用料金の基準額の部①プールの款ア普通利用の場合の項中「600円」を「610円」に改め、同款イ専用利用の場合の項中「20,000円」を「20,500円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「10,000円」を「10,200円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同部②会議室の款中「2,000円」を「2,050円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改め、同表7栃木県体育館分館の利用料金の基準額の部②専用利用の場合の款中「1,920円」を「1,970円」に、「2,790円」を「2,860円」に、「3,850円」を「3,960円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「15,200円」を「15,600円」に、「21,500円」を「22,100円」に、「11,400円」を「11,700円」に、「16,800円」を「17,200円」に、「22,800円」を「23,400円」に、「63,400円」を「65,200円」に、「93,100円」を「95,700円」に、「127,000円」を「130,000円」に改める。

(栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改め、同表備考1中「500円」を「510円」に改める。

(とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表1施設の利用料金の基準額の項中「1,280円」を「1,310円」に、「1,710円」を「1,750円」に、「2,570円」を「2,640円」に、「3,430円」を「3,520円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「3,540円」を「3,640円」に、「4,720円」を「4,850円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「4,280円」を「4,400円」に、「4,180円」を「4,290円」に、「5,580円」を「5,730円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「20,100円」を「20,600円」に改め、同表備考1中「5,020円」を「5,150円」に改める。

(栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例(平成八年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,130円」を「2,190円」に改める。

(とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十四条 とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例(平成八年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「一万八千円」を「一万八千五百円」に改める。

(とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例(平成八年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「500円」を「510円」に改める。

別表第二の一施設の利用料金の基準額の項中「800円」を「820円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「950円」を「970円」に、「500円」を「510円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「900円」を「920円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「730円」を「750円」に、「550円」を「560円」に、「370円」を「380円」に、「350円」を「360円」に改める。

別表第三中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

(とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例(平成十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表一施設の利用料金の基準額の項中「2,400円」を「2,460円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「9,000円」を「9,250円」に、「12,000円」を「12,300円」に改める。

(とちぎ青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

第十七条 とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表一施設の利用料金の基準額の部①研修室等の項中「12,300円」を「12,600円」に、「16,400円」を「16,800円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「8,000円」を「8,220円」に、「4,800円」を「4,930円」に、「6,400円」を「6,580円」に、「5,700円」を「5,860円」に、「7,600円」を「7,810円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「18,600円」を「19,100円」に、「24,800円」を「25,500円」に改め、同部②調理室の項中「8,500円」を「8,740円」に改め、同部③宿泊室の項中「5,000円」を「5,140円」に改め、同表備考1中「6,200円」を「6,370円」に改め、同表備考4中「3,000円」を「3,080円」に改める。

(栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部改正)

第十八条 栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第六号)の一部を

次のように改正する。

別表中「600円」を「610円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例(平成十五年栃木県条例第五十二号)

の一部を次のように改正する。

別表1宿泊棟の項中「740円」を「760円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「4,280円」を「4,400円」に、「1,480円」を「1,520円」に、「4,260円」を「4,380円」に、「6,420円」を「6,600円」に改め、同表2研修室等の項中「4,800円」を「4,930円」に、「6,400円」を「6,580円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「2,500円」を「2,570円」に改める。

(栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正)

第二十条 栃木県牧場設置及び管理条例(平成十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表中「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて栃木県都市公園条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に許可を受けて、栃木県都市公園条例、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例に規定する施設等(前項の宿泊施設を除く。)を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七十四号

栃木県消費生活条例の一部を改正する条例

栃木県消費生活条例(昭和三十二年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第五条)」を「第一章 総則(第一条―第五条の二)」を

第一章の二 基本計画（第五条の三）」

に、「第十一条の三」を「第十一条の四」に、「第二十二條」を「第二十一条の三」に改める。

第一条及び第一条の二を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、もつて県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 消費者の利益の擁護及び増進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保される権利
 - 二 商品又はサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - 三 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供される権利
 - 四 消費者の意見が消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に反映される権利
 - 五 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が配慮されなければならない。
- 3 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進に当たっては、高度情報通信社会の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

第二条第一項中「基本理念」の下に「（以下「基本理念」という。）」を加え、「県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、これを」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に策定し、及び」に改め、同条第二項中「消費者」の下に「及び消費者団体」を加え、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第三条中「消費生活の安定及び向上を図るための」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）の推進のための自主的な活動に努めること。
- 六 県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力すること。

第四条第三項中「その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理」を「等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（事業者団体の責務）

第四条の二 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。
- 3 事業者団体は、県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力するように努めるものとする。

第五条を次のように改める。

（消費者の役割）

第五条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するように努めなければならない。

第五条の次に次の一条及び一章を加える。

（消費者団体の役割）

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を確保するための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

- 2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するように努めるものとする。

第一章の二 基本計画

第五条の三 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的方向
 - 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県消費生活安定対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第六条に次の二項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による試験、検査又は調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等についてその安全性を明らかにするように求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による試験、検査又は調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（重大緊急危害の情報提供）

第六条の三 知事は、事業者が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給している場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品等の品名、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を県民に周知させなければならない。

第九条第二項中「栃木県消費生活安定対策審議会（第十一条において「審議会」という。）」を「審議会」に改める。

第十一条の二中「次条において」を「以下」に改める。

第十一条の三中「前条」を「第十一条の二」に改め、第二章第二節中同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

（不適正な取引行為に関する調査等）

第十一条の三 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為についてその正当性を明らかにするように求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

第十二条第一項を次のように改める。

県は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進する

とともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

第十二条第三項中「知事」を「県」に改める。

第十三条中「取引き」を「取引」に改め、同条に次の四項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出若しくは提示を求めることができる。
- 3 知事は、消費者苦情の申出があつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に関する情報を県民に周知させるものとする。
- 4 知事は、市町村から、高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする消費者苦情の処理について協力の要請を受けたときは、当該消費者苦情の解決に必要な措置をとるものとする。
- 5 知事は、その求めに応じ、事業者及び事業者団体における消費者苦情の処理体制の整備について必要な助言を行うものとする。

第十三条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「の出席を求め、その意見」を「に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は出席を求めてその意見若しくは説明」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 知事は、第一項の規定により消費者苦情をあつせん又は調停に付したときは、その経過及び結果を県民に周知させるものとする。

第二十一条の二第一項中「消費生活の安定及び向上を図るための」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する」に改める。

第四章中第二十二條の前に次の一條を加える。

(知事への申出)

第二十一条の三 この条例の規定により知事がとるべき措置がとられていないため消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づき措置その他適当な措置をとるものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき措置をとつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

第二十二條第一項中「、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を」を「報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所その他事業を行う場所に立ち入り、」に改める。

第二十三条第一号中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改め、同条第二号を次のように改める。

- 一 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十三条に次の一項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十四条中「この条例の施行に関し」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国の行政機関に対する措置要請)

第二十四条の二 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう要請するものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(くらし安全安心課)

北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七十五号

北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例

(北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正)

第一条 北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例(昭和五十三年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同条第二項中「八十一円七十銭」を「七十九円六十二銭」に改める。

(鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正)

第二条 鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例(昭和六十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同条第二項中「九十円十一銭」を「八十六円八銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(省略)